

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税関係受付事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

一般社団法人地方税電子化協議会は、地方公共団体への地方税の申告等の受付を行うためのシステムを開発・運用しており、特定個人情報を保管することとなることから、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・地方税の申告、申請などの受付、手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同で一つのシステムを運営することにより、一つの共同システムからそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになった。そのシステムを運営するための組織が一般社団法人地方税電子化協議会であり、共同システムを「地方税ポータルシステム<eLTAX(エルタックス)>」という。
なお、一般社団法人地方税電子化協議会は、全国の地方公共団体(全1788団体)が加盟し、組織している。(開発・運用費は、全1788団体が負担している。)
 - ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者(税理士等)・政府機関等・地方公共団体間が地方税事務に関する情報連携を行うためのシステムである。地方税ポータルシステム(eLTAX)は関係者間の情報交換を行う機能を有し、必要な範囲で特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を記録することとしている。
 - ・地方税ポータルシステム(eLTAX)が納税者(税理士等)から地方税申告等の受付(收受)を行う際は、改ざん検知及びなりすまし防止のため、電子署名を用いているほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために暗号化通信を行っている。また、地方公共団体へ回付(伝送)する際は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用しており、安全性を確保している。
 - ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、作業内容に関する報告を求め、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。
 - ・一般社団法人地方税電子化協議会は、番号法等に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていないが、番号制度の重要性を考慮し、任意で自己評価を行う。
- ※ 平成31年10月1日から稼働する地方税共通納税システムにおいては、特定個人情報の取扱いはない。

評価実施機関名

一般社団法人地方税電子化協議会 ※ 平成31年4月1日以降は地方税共同機構

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成31年3月22日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 地方税電子申告等特定個人情報ファイルの記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

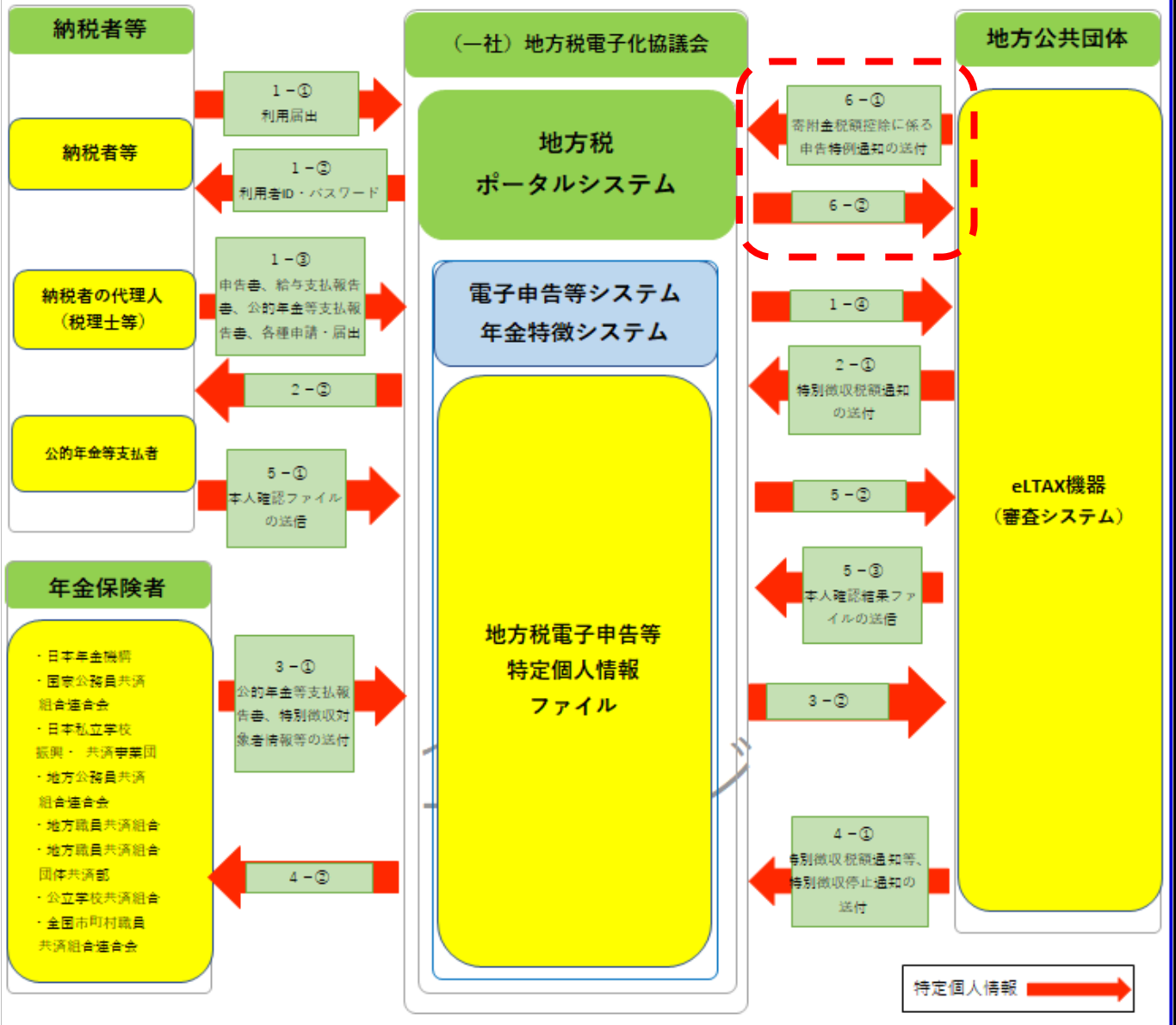
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税関係受付事務
②事務の内容 ※	<p>・地方税の申告、申請などの受付、手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同で一つのシステムを運営することにより、一つの共同システムからそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになった。そのシステムを運営するための組織が一般社団法人地方税電子化協議会であり、共同システムを「地方税ポータルシステム<eLTAX(エルタックス)>」という。</p> <p>・納税者等から地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信された申告等データは、地方税ポータルシステム(eLTAX)上に保管され、地方公共団体へ配信する。 特定個人情報ファイルを取り扱う地方税ポータルシステム(eLTAX)は2種類ある。</p> <p>①電子申告等システム…納税者(税理士等)が地方公共団体へ地方税の申告、申請(個人住民税・固定資産税等)を電子的に行うためのシステム。納税者からインターネットを通じて地方税ポータルシステム(eLTAX)上に申告等データが送信され、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方公共団体へ配信する。(地方公共団体から納税者へのデータの流れ(特別徴収税額通知)は、逆のとおり) また、地方公共団体間において、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて電子的に地方税情報の送受信を行う。</p> <p>②年金特徴システム…各年金保険者(特別徴収義務者)と地方公共団体間で、住民税の特別徴収を行うために必要な事務手続きを電子的に行うシステム。年金保険者からDVDを通じて地方税ポータルシステム(eLTAX)上に公的年金等支払報告書等データを格納し、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方公共団体へ配信する。(地方公共団体から年金保険者へのデータの流れは、逆のとおり)</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	電子申告等システム
②システムの機能	<p>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。</p> <p>・地方公共団体間において、寄附金税額控除に係る申告特例通知書(ふるさと納税ワンストップ特例通知書)の送受信を行う。</p> <p>・電子申告等システムで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、各地方公共団体へ配信する。</p> <p>・電子申告等システムには、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする特別徴収義務者から、インターネットを通じて給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ配信する。また、各地方公共団体が作成する給与所得に係る特別徴収税額通知書を、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体から受領し、特別徴収義務者に送付する。</p> <p>②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、インターネットを通じて償却資産申告書等を受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ配信する。</p> <p>③事業所税:事業所税の納税義務者から、インターネットを通じて事業所税の申告書等を受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ配信する。</p> <p>④地方公共団体間において、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知書(ふるさと納税ワンストップ特例通知書)の送受信を行う。</p> <p>等の機能がある。</p> <p>・本人確認対応のため以下の機能を有する。 個人事業主の納税義務者等から、インターネットを通じて申請・申告書等に添付された本人確認ファイルを受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ送信する。地方公共団体は、本人確認結果ファイルを作成し、地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)は本人確認結果ファイルを蓄積・保管する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （年金特徴システム、各地方公共団体のeLTAX機器（審査システム））
システム2	
①システムの名称	年金特徴システム
②システムの機能	<p>・このシステムでは、個人住民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）を行うために必要な手続きを、書面に代えて電子的に行うものである。</p> <p>・年金保険者（特別徴収義務者）からDVDで受け取ったデータは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、各地方公共団体へ配信する。</p> <p>・年金特徴システムには、</p> <p>①配信業務：年金保険者（特別徴収義務者）から年金給付の支払を受けている者の情報をDVDで受領し、総合行政ネットワーク（LGWAN）で各地方公共団体へ配信する。</p> <p>②集信業務：各地方公共団体が作成した年金所得に掛かる特別徴収税額の情報を総合行政ネットワーク（LGWAN）で受領し、DVDで年金保険者（特別徴収義務者）へ提出する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （電子申告等システム、各地方公共団体のeLTAX機器（審査システム））

3. 特定個人情報ファイル名	
地方税電子申告等特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	地方公共団体の事務において、番号法及び地方税法等の法令に基づき個人番号を記載した申告書等を受け付ける事務を行う必要があり、その関係上、一般社団法人地方税電子化協議会は番号法第9条第3項により、特定個人情報関係事務実施者として、個人番号に係る本人確認を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	<p>・納税者のメリット 地方税に関する申告は各地方公共団体へそれぞれ手続きをする必要があったが、地方公共団体が一つのシステムを構築し共同利用することで、納税者は電子データを一つのシステムに送信することにより複数の地方公共団体へ申告が可能となる。</p> <p>・地方公共団体のメリット 書面による手続きをシステム上で行うことにより、入力等のコストや時間短縮など、事務の効率化が図れる。さらに、各地方公共団体においては、地方税関係の受付を行うシステムを共同開発することで、コストが低くなる(費用を全地方公共団体で按分するため)。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	－ (一般社団法人地方税電子化協議会は、番号法等に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていないが、番号制度の重要性を考慮し、任意で自己評価を行う。)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	－
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	システム部
②所属長の役職名	システム部長
8. 他の評価実施機関	
－	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【電子申告等システム、年金特徴システムの概要】

電子申告等システムは、申告書、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、電子データで手続きを行うことができるシステムである。

年金特徴システムは、個人住民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)を行うために必要な手続きを、書面に代えて電子データで手続きを行うことができるシステムである。

【電子申告等システム、年金特徴システムの事務の流れ】

○電子申告等システム

1. 納税者等から地方公共団体への申告データ、給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データの流れ

1-① 納税者等は、利用届出を地方税ポータルシステム(eLTAX)に提出する。

1-② 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、利用者ID/パスワードを納税者等に提供する。

※1-①、1-②は、初めてeLTAXを利用する際に必要

1-③ 納税者等は、作成した申告等データを地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。

1-④ 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、申告等データを地方公共団体へ配信する。

2. 地方公共団体から納税者等(公的年金等支払者を除く)への特別徴収税額通知データの流れ

- 2-① 地方公共団体は、特別徴収税額通知データを作成し、地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信する。
- 2-② 特別徴収義務者は、地方税ポータルシステム(eLTAX)に格納されている特別徴収税額通知データを取得する。また、一般社団法人地方税電子化協議会は特別徴収税額通知データの取得に必要なパスワードを、特別徴収義務者から報告のあったメールアドレス宛に送信する。

5. 納税者等、地方公共団体から地方税ポータルシステム(eLTAX)への本人確認ファイル、本人確認結果ファイルの流れ

- 5-① 個人事業主の納税者等は、申請・申告書等に本人確認ファイルを添付し、地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。
- 5-② 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、申請・申告書等に添付された本人確認ファイルを、地方公共団体へ送信する。
- 5-③ 地方公共団体は、本人確認結果ファイルを作成し、地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。

6. 地方公共団体間の地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由した寄附金税額控除に係る申告特例通知データの流れ

- 6-① 寄附金(いわゆるふるさと納税)を受領した地方公共団体は、寄附者から収集した個人情報に基づき、寄附者の課税地市区町村を特定し、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。
- 6-② 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを寄附者の課税地市区町村へ送信する。

○年金特徴システム

3. 年金保険者から地方公共団体への公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの流れ

- 3-① 年金保険者が公的年金等支払報告書等データを暗号化して記録したDVDを作成し、施錠した容器に収納の上、職員による持参又は運送事業者による配送により一般社団法人地方税電子化協議会に提出する。一般社団法人地方税電子化協議会(委託事業者)は、受領したDVD内の公的年金等支払報告書等データを地方税ポータルシステム(eLTAX)に格納する。
- 3-② 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、公的年金等支払報告書等データを地方公共団体へ配信する。

4. 地方公共団体から年金保険者への特別徴収税額通知等データ、特別徴収停止通知データの流れ

- 4-① 地方公共団体は、特別徴収税額通知等データを作成し、地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。
- 4-② 一般社団法人地方税電子化協議会(委託事業者)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)に格納された特別徴収税額通知等データを暗号化してDVDに記録し、施錠した容器に収納の上、セキュリティ便(運送事業者が実施しているサービスであり、位置情報が確認できる運送方法)で年金保険者に提出する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
地方税電子申告等特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・給与所得者・特別徴収義務者や公的年金等の受給者(個人住民税(個人道府県民税、個人市町村民税)) ・固定資産税(償却資産)・事業所税の申告者 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知対象者(ふるさと納税ワンストップ特例通知の対象寄附者)
その必要性	地方公共団体が法令等に基づき、税の適正かつ公正な賦課及び徴収の実現のため、必要としている。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号・・・地方公共団体が法令等に基づき、対象者を特定するために必要 ・その他識別情報(内部番号)・・・一般社団法人地方税電子化協議会が申告者等を識別するために必要 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)・・・地方公共団体が地方税の賦課徴収のために必要 ・連絡先(電話番号等)・・・地方公共団体が地方税の賦課徴収のために必要 ・地方税関係情報・・・地方公共団体が地方税の賦課徴収のために必要
全ての記録項目	別添2「地方税電子申告等特定個人情報ファイルの記録項目」参照
⑤保有開始日	・平成30年10月から保管 特別徴収義務者(個人事業主) ・平成31年9月から一時保管 寄附金税額控除に係る申告特例通知対象者
⑥事務担当部署	システム部
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()
②入手方法	[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)、インターネット回線)

<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>・電子申告等システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)では、納税者が送信する個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを保管する。また、地方公共団体が総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送信する個人番号が記載された特別徴収税額通知のデータを保管する。</p> <p>その提出時期については、地方税法等に規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで(年一回) 2. 固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで(年一回) 3. 事業所税の申告書については、個人の場合は翌年の3月15日まで(年一回) 4. 寄附金税額控除に係る申告特例通知対象者については1月31日まで(年一回) 5. 各種申請・届出については、随時 6. 申告書等へ添付する本人確認ファイルについては、1～3のとおり 7. 地方公共団体が送付する本人確認結果ファイルについては、随時 <p>※1～4で修正が発生した場合については、随時実施</p> <p>・年金特徴システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)では、公的年金等支払者(年金保険者)がDVDで提出する個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知、特別徴収税額等変更の処理結果通知のデータを保管する。また、地方公共団体が総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送信する個人番号が記載された特別徴収税額通知、特別徴収停止通知、特別徴収税額通知等変更通知のデータを保管する。</p> <p>その提出時期については、地方税法等に規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公的年金等支払報告書については、1月31日まで(年一回) 2. 特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで(年一回) 3. 特別徴収税額通知については、7月31日まで(年一回) 4. 特別徴収停止通知、特別徴収停止通知の処理結果通知、特別徴収税額通知等変更通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知、特別徴収税額等変更の処理結果通知については、随時
<p>④入手に係る妥当性</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給与支払報告書に関する位置づけ 地方税法施行規則第十条第三項に基づき地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人として、総務大臣に指定されている。 2. 公的年金等支払報告書等に関する位置づけ 地方税法施行規則第九条の八第一項に基づき、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として、総務大臣に指定されている。 3. 特別徴収税額通知に関する位置づけ 地方税法施行規則第九条の三の二第一項に基づき、地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに電気通信回線を通じて記録する方法とされている。 4. 寄附金税額控除に係る申告特例通知に関する位置づけ 地方税法附則第7条第5項及び第12項の規定により、ふるさと納税を行った方から申告特例の求めを受けた地方団体の長は、当該ふるさと納税を行った方の住所地市区町村に対して、申告特例通知を送付しなければならないこととされている。また、申告特例通知書の送付については地方税法施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の改正により、原則として、全ての地方団体において、申告特定通知の電子的送付を行うこととされている。 5. その他電子申告等に関する位置づけ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項に基づき、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならないとされている。 6～7. 本人確認ファイル及び本人確認結果ファイルに関する位置づけ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第16条に本人確認の措置について規定されており、本人から個人番号の提供を受ける際には、個人番号利用事務等実施者は、本人の身元確認及び個人番号の確認を行う必要がある。 一般社団法人地方税電子化協議会は、総務大臣の指定を受けた地方税の電子申告等に係る法人として、個人事業主から個人番号を記載した申告等を受けた際には、番号法第9条第3項により、特定個人情報関係事務実施者として、個人番号に係る本人確認を行わなければならないとされている。また、番号法第19条第1号および番号法施行規則第3条第1項第5号により、地方公共団体から特定個人情報を入手する。

<p>⑤本人への明示</p>	<p>1. 給与支払報告書に関する位置づけ 地方税法施行規則第十条第三項に基づき、地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人として、総務大臣に指定されている。</p> <p>2. 公的年金等支払報告書等に関する位置づけ 地方税法施行規則第九条の八第一項に基づき、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として、総務大臣に指定されている。</p> <p>3. 特別徴収税額通知に関する位置づけ 地方税法施行規則第九条の三の二第一項に基づき地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに電気通信回線を通じて記録する方法とされている。</p> <p>4. 寄附金税額控除に係る申告特例通知に関する位置づけ 申告特例通知書の送付については地方税法施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の改正により、原則として、全ての地方団体において、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて申告特定通知の電子的送付を行うこととされている。</p> <p>5. その他電子申告等に関する位置づけ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項に基づき、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならないとされている。</p> <p>6～7. 本人確認ファイル及び本人確認結果ファイルに関する位置づけ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第16条に本人確認の措置について規定されており、本人から個人番号の提供を受ける際には、個人番号利用事務等実施者は、本人の身元確認及び個人番号の確認を行う必要がある。 一般社団法人地方税電子化協議会は、総務大臣の指定を受けた地方税の電子申告等に係る法人として、個人事業主から個人番号を記載した申告等を受けた際には、番号法第9条第3項により、特定個人情報関係事務実施者として、個人番号に係る本人確認を行わなければならないとされている。また、番号法第19条第1号及び番号法施行規則第3条第1項第5号により、地方公共団体から特定個人情報入手する。</p>	
	<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>・電子申告等システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方公共団体が地方税の賦課徴収等の事務を行うために個人番号が必要であることから、個人番号が記載されたデータを取り扱うこととなるが、納税者等と地方公共団体間の情報交換をするにあたっては必要な範囲で個人番号を記録することとしている。また、その他識別番号(地方公共団体コード・利用者ID)を用いて配信処理を行っている。 地方税ポータルシステム(eLTAX)では、個人番号を使用することはないため、個人番号が記載されたデータを閲覧することができないよう、システム上制限(データを判読できないよう処理)している。</p> <p>・年金特徴システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方公共団体や年金保険者が個人住民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)等の事務を行うために個人番号が必要であることから、個人番号が記載されたデータを取り扱うこととなるが、地方公共団体と年金保険者間の情報交換をするにあたっては個人番号を使用することなく、その他識別番号(地方公共団体コード・特別徴収義務者コード)を用いて配信処理を行っている。 地方税ポータルシステム(eLTAX)では、個人番号を使用することはないため、個人番号が記載されたデータを閲覧することができないよう、システム上制限(データを判読できないよう処理)している。</p>
<p>変更の妥当性</p>	<p>-</p>	
<p>⑦使用の主体</p>	<p>使用部署 ※</p>	<p>システム部(システムで制御しているため職員は使用しない)</p>
	<p>使用者数</p>	<p>[10人以上50人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

⑧使用方法 ※	<p>・電子申告等システム</p> <p>①納税者等 → eLTAX 納税者等がその他識別番号(地方公共団体コード)を指定してeLTAXへ送信</p> <p>②eLTAX → 地方公共団体 その他識別番号(地方公共団体コード)を参照し、該当団体へ振り分け</p> <p>③地方公共団体 → eLTAX 宛先情報(地方公共団体コード等)やその他識別番号(利用者ID)を指定して、eLTAXへ送信</p> <p>④eLTAX → 納税者等 eLTAXは、その他識別番号(利用者ID)を用いて納税者等のデータを送信</p> <p>・年金特徴システム</p> <p>①年金保険者 → eLTAX 年金保険者からデータが格納されたDVDを受け取り、eLTAXに格納</p> <p>②eLTAX → 地方公共団体 その他識別番号(地方公共団体コード)を参照し、該当団体へ振り分け</p> <p>③地方公共団体 → eLTAX その他識別番号(特別徴収義務者コード)を指定してeLTAXへ送信</p> <p>④eLTAX → 年金保険者 eLTAXは、その他識別番号(特別徴収義務者コード)を参照し、年金保険者毎にDVDに記録し、年金保険者へ提出</p>	
	情報の突合 ※	納税者等が個人番号を記載して申告等データを送信した場合、地方税ポータルシステム(eLTAX)に蓄積された本人確認結果ファイルと突合する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)に蓄積された本人確認結果ファイルについては、地方公共団体が実施した個人番号の真正性確認結果に基づき、随時更新される。
	情報の統計分析 ※	特定の個人情報に判断しうるような情報の統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	eLTAXは、地方税の賦課徴収をしていないため、権利利益に影響を与える決定はない。
⑨使用開始日		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない <input type="checkbox"/> () 件	
委託事項1	地方税ポータルシステム(eLTAX)の運用保守管理業務	
①委託内容	<p>・システムの管理作業及び処理実行作業並びに改修作業等</p> <p>ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務、プログラムの改修作業等を行うにあたり、民間事業者等に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。</p>	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様である。	
その妥当性	eLTAXシステムの運用保守管理業務を行うためには、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (※特定個人情報ファイルの提供はしない)	
⑤委託先名の確認方法	ホームページで公表している。	
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託は原則禁止しているが、必要があれば書面による申請を求め、許可する。
	⑨再委託事項	運用保守業務の一部を再委託している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法に基づく移転提供は行っていない。 ※一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAX)を介して地方公共団体と納税者等のデータを交換していることから、参考として一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAX)を介している法令上の根拠を記載する。 地方税法施行規則第九条の三の二第一項
②提供先における用途	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)が住民税の特別徴収を行う
③提供する情報	特別徴収税額通知
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法による徴収対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (インターネット回線)
⑦時期・頻度	・特別徴収税額通知については、5月(年一回) ※修正が発生した場合については、随時実施
提供先2～5	
提供先2	・公的年金等支払者(年金保険者) 厚生労働大臣(日本年金機構)、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、地方公務員共済組合連合会、地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法に基づく移転提供は行っていない。 ※一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAX)を介して地方公共団体と年金保険者のデータを交換していることから、参考として一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAX)を介している法令上の根拠を記載する。 地方税法施行規則第九条の八第一項
②提供先における用途	年金保険者が住民税の特別徴収を行う
③提供する情報	1. 特別徴収対象者情報の通知 2. 特別徴収税額通知 3. 特別徴収停止通知 4. 特別徴収税額通知等変更通知
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公的年金等の受給者(個人住民税(個人道府県民税、個人市町村民税))
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

移転先1		地方公共団体
①法令上の根拠		<p>番号法第9条第3項 ※一般社団法人地方税電子化協議会は、総務大臣の指定を受けた地方税の電子申告等に係る法人として、個人事業主から個人番号を記載した申告等を受けた際には、特定個人情報関係事務実施者として、個人番号に係る本人確認を行わなければならないとされている。</p> <p>※一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAX)を介して地方公共団体と納税者等の申告書等データを交換している法令上の根拠は、地方税法施行規則第十条第三項である。</p>
②移転先における用途		地方公共団体が地方税の賦課徴収を行う。また、個人事業主の納税義務者等の個人番号に係る本人確認を実施する。
③移転する情報		1. 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書 2. 固定資産税(償却資産)の申告書 3. 事業所税の申告書 4. 寄附金税額控除に係る申告特例通知書 5. 各種申請・届出 6. 本人確認ファイル
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1,000万人以上]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		・給与所得者・特別徴収義務者や公的年金等の受給者(個人住民税(個人道府県民税、個人市町村民税)) ・固定資産税(償却資産)、事業所税の申告者 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知対象者
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑦時期・頻度		1. 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで(年一回) 2. 固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで(年一回) 3. 事業所税の申告書については、個人の場合は翌年の3月15日まで(年一回) 4. 寄附金税額控除に係る申告特例通知書については、1月31日(年一回) 5. 各種申請・届出については、随時 6. 本人確認ファイルについては、1~3のとおり ※1~4で修正が発生した場合については、随時実施
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		特定個人情報が保管されているサーバ及び媒体の設置場所(データセンター)をメイン用とバックアップ用の2拠点とし、各データセンターでは、事前の入館申請、入館前の本人確認、生体情報の登録を行っており、サーバ設置区画では生体情報による入室管理、データセンター内の区域ごと静脈制限(本人確認後に静脈登録)、監視カメラ等により入退出者を管理している。また、サーバ等を施錠可能なラック内に設置し、DVDについてもデータセンター内の施錠可能な保管庫に保管している。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [5年]
	その妥当性	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、特定個人情報を含んだデータを、利用者IDが廃止された際、同時に消去することとしている。なお、利用者IDは最終ログインから5年間利用が無ければ、廃止する。 なお、年金特徴システムにおけるDVDの保管については、以下のとおりである。 ・年金保険者から受領したDVDについては、1ヶ月後に返却している。 ・一般社団法人地方税電子化協議会で作成して年金保険者へ送付したDVDについては、年金保険者から返戻されてから2ヶ月間保管している。
③消去方法		特定個人情報が保管されたデータベースのデータ消去については、システム内にデータを消去するプログラムが組み込まれており、そのプログラムを実行(バッチ処理)するだけである。 なお、メインで使用するデータセンターとバックアップ用データセンター間は、専用線による適時、同期を実施しており、メインセンターにおけるデータ消去についてもバックアップセンター側のデータベースに反映されることから、バックアップセンターに特定個人情報が残ることはない。 また、年金保険者間のデータ授受で使用しているDVDについては、OSの初期化機能を利用してDVD内のデータを消去している。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添2「地方税電子申告等特定個人情報ファイルの記録項目」資料のとおり。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
地方税電子申告等特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告等システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。そのため、当該申告等の手続を行う者以外からの情報は受け付けない。 また、地方公共団体から地方税ポータルシステム(eLTAX)へのデータ受領については、アクセス制御されたシステム上でデータを受領しているため、対象者以外の情報入手を防止している。 ・年金特徴システム 年金保険者から受領したデータしか受け付けないことから、対象者以外の情報入手を防止している。 また、地方公共団体からのデータ受領については、アクセス制御されたシステム上でデータを受領しているため、対象者以外の情報入手を防止している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	対象者は、法令等により定められた様式のみでしか提出できないことから、必要な情報以外を入手することをシステム上制限している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告等システム 地方税法等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。 また、地方公共団体からのデータ受領については、アクセス制御されたシステム上でデータを受領しているため、不適切な方法でデータを入力することはない。 ・年金特徴システム 年金保険者から受領したデータしか受け付けないことから、不適切な方法でデータを受領することはない。 また、地方公共団体からのデータ受領については、アクセス制御されたシステム上でデータを受領しているため、不適切な方法でデータを入力することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告等システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税の申告等を行う者からしか情報を受け付けないようシステム制御している。また、正確性の確認については、システム上で本人確認結果ファイルと突合しているほか、システム上に本人確認結果ファイルが存在しない場合は、一般社団法人地方税電子化協議会の構成団体である地方公共団体が行っている。 ・年金特徴システム 年金保険者は特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入力していることが前提となっており、地方税ポータルシステム(eLTAX)が確認することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の真正性確認は、一般社団法人地方税電子化協議会の構成団体である地方公共団体が実施している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	個人番号の真正性確認は、一般社団法人地方税電子化協議会の構成団体である地方公共団体が実施している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・電子申告等システム 納税者等から地方税ポータルシステム(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)から地方公共団体までは、閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、暗号化通信を行っているため、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクは低い。</p> <p>・年金特徴システム 年金保険者と地方税ポータルシステム(eLTAX)間には、施錠した容器に収納の上、職員による持参又はセキュリティ便等(運送事業者が実施しているサービスであり、位置情報が確認できる運送方法)による配送により、暗号化及びパスワードを設定した情報が記録されたDVDの授受をしている。なお、暗号化したデータの復号キーや施錠した容器の鍵(認証キー)は、年金保険者及び一般社団法人地方税電子化協議会しか保有していない(DVDを配送する際に同封することはなく、別で管理)。 地方税ポータルシステム(eLTAX)と地方公共団体間は、閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、暗号化通信を行っているため、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクは低い。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>地方公共団体が個人番号と利用者IDを紐付けし、紐付けしたファイルを地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信することとしているが、この処理以外では紐付けすることができないよう、システム制御している。また運用上、地方税ポータルシステム(eLTAX)へアクセスする際は、管理者が発行するワンタイムパスワードがなければアクセスすることができないようシステム制御している。</p> <p>※運用上、地方税ポータルシステム(eLTAX)へアクセスする必要がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス(試験、ウイルス対応ソフトの定義ファイル更新等) ・操作ログの確認 ・年金特徴システムにおける、DVDへの書き込み、読み込み
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、事務で使用するその他のシステムとは一切接続していない。
その他の措置の内容	<p>個人番号が記載された申告等データは、地方税ポータルシステム(eLTAX)上ではバイナリ形式で保管されており、バイナリデータから個人番号を確認するためには、専用のプログラムを導入しなければならない。</p> <p>さらに、地方税ポータルシステム(eLTAX)では、不正プログラム混入防止のため、不必要なソフトウェアの導入は原則禁止としており、地方税ポータルシステム(eLTAX)へアクセスするにはワンタイムパスワードが必要である等のシステム制御をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>地方税ポータルシステム(eLTAX)へアクセスする際は、管理者が発行するワンタイムパスワード(ユーザID・パスワード)が必要になる。</p> <p>ワンタイムパスワードは、システム保守上、地方税ポータルシステム(eLTAX)へアクセスする必要がある場合にのみ発行しており、発行方法は、アクセスしようとする者がアクセスする理由を添えて管理者宛てに発行申請を行い、管理者が審査の上、必要と判断した場合に申請ごとに時限的に発行される。なお、作業端末へのログイン時には生体認証を必要としている。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>地方税ポータルシステム(eLTAX)へアクセスする際は、管理者が発行するワンタイムパスワード(ユーザID・パスワード)がなければアクセスすることができないようシステム制御している。</p> <p>なお、ワンタイムパスワードを発行する管理者が変更になった場合は、変更日当日に管理者権限の解除及び付与を実施している。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>ワンタイムパスワードを発行する管理者の設定状況については、定期的(3ヶ月間隔)に確認をしている。</p> <p>なお、ワンタイムパスワードの付与状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)へのアクセス状況(操作ログ(作業内容、作業開始及び終了を記録))は、作業終了後(1週間以内)に管理者が確認している。</p>
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>地方税ポータルシステム(eLTAX)では、特定個人情報は使用していないが、地方税ポータルシステム(eLTAX)へのアクセス状況(操作ログ(作業内容、作業開始及び終了を記録))は、作業終了後(1週間以内)に管理者が確認している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務を行う際には、必ず複数人で作業している。 2. 操作記録(ログ)の定期的な監査を実施している。 3. 職員への教育・研修を実施し、意識向上を図っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 業務を行う際には、必ず複数人で作業している。 2. 外部記録媒体の持ち込みができないよう、データセンターに入館の際は、事前に外部記録媒体の持込申請がされているかを確認する。なお、データセンターへの事前入館申請は、入館申請権限者のみ行うことができる。 3. 地方税ポータルシステム(eLTAX)へのアクセスには、ワンタイムパスワードが必要であり、直接アクセスできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 又はプライバシーマークを取得している企業であることを契約の条件にしている。また、年一度、取得していることを証明できる資料を確認している。 ・地方税法施行規則第十条第二項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準(平成25年総務省告示第428号)を遵守することを求めている。 ・一般社団法人地方税電子化協議会が契約した監査法人による第三者によるセキュリティ監査を毎年度受検することを求めている。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	地方税ポータルシステム(eLTAX)では、特定個人情報は使用していないが、地方税ポータルシステム(eLTAX)のアクセスには、ワンタイムパスワードが必要であり、閲覧者を制限している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	地方税ポータルシステム(eLTAX)では、特定個人情報は使用していないが、地方税ポータルシステム(eLTAX)へのアクセス状況(操作ログ(作業内容、作業開始及び終了を記録))は、作業終了後(1週間以内)に管理者が確認している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の取扱いについては、委託業者と 契約書に特記事項を記載覚書を締結 している。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の持ち出し禁止について定めている。 ・特定個人情報の秘密保持義務について定めている。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止について定めている。 ・遵守状況の確認については、一般社団法人地方税電子化協議会の職員が現地で確認している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託元と委託先間における特定個人情報の提供はない。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の取扱いについては、委託業者と 契約書に特記事項を記載覚書を締結 している。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を廃棄する場合、一般社団法人地方税電子化協議会と委託業者により廃棄方法、期限等を決定した上で、委託業者の責任で廃棄を行うこととしている。また、廃棄が完了した場合には、委託業者から書面により報告をすることとしている。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	「地方税ポータルシステムで処理する情報の取扱いに関する 特記事項覚書 」 <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理措置 ・持ち出しの禁止 ・秘密保持義務 ・目的外利用の禁止 ・各契約に係る業務の再委託 ・システム処理情報の返却・破棄 ・破棄の方法 ・情報漏えい等の事故 ・報告等 ・調査・協力依頼等 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	

その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・電子申告等システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、提供・移転する特定個人情報の送信日時や送信状況の提供記録を、システム上記録している。</p> <p>・年金特徴システム 年金保険者と地方税ポータルシステム(eLTAX)間で授受するDVD(個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報等のデータ)の提供については、発送日等の情報を管理簿で記録している。 地方税ポータルシステム(eLTAX)と地方公共団体間で授受する個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報等のデータについては、送信日時や送信状況の提供記録をシステム上記録している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・電子申告等システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、提供・移転する特定個人情報の送信日時や送信状況の提供記録を、システム上記録し、定期的に確認している。</p> <p>・年金特徴システム 年金保険者と地方税ポータルシステム(eLTAX)間で授受するDVD(個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報等のデータ)の提供については、発送日等の情報を管理簿で記録している。 地方税ポータルシステム(eLTAX)と地方公共団体間で授受する個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報等のデータについては、送信日時や送信状況の提供記録をシステム上記録し、定期的に確認している。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・電子申告等システム <地方税ポータルシステム(eLTAX)→地方公共団体> 地方税ポータルシステム(eLTAX)において特定個人情報の送信処理を行う場合、システムで決められた機能以外での方法で、地方公共団体へ送信することはできない。(納税者等や地方公共団体があらかじめ提出先(地方公共団体コード)を指定しており、地方税ポータルシステム(eLTAX)は、そのコードに基づいて地方公共団体へ振り分けする。)</p> <p><地方税ポータルシステム(eLTAX)→納税者等> 納税者等が地方公共団体から提供されたデータ等の確認をする場合には、地方税ポータルシステム(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインし、データ等の確認をしている。 納税者等が地方税ポータルシステム(eLTAX)から確認するデータについては、地方公共団体が地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信する際に利用者IDを設定しており、確認できる納税者等をシステム上制御している。また、個人番号が記載されているデータにアクセスする場合は、別途納税者等が指定したメールアドレス宛てに送付されるパスワードを入力させており、権限の無い者がアクセスできないよう制御している。</p> <p>・年金特徴システム <地方税ポータルシステム(eLTAX)→地方公共団体> 年金保険者が地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信するデータを作成する際に、地方公共団体コードを設定する。地方税ポータルシステム(eLTAX)では、年金保険者から受け取ったデータを設定された地方公共団体コードに基づいて、地方公共団体へ振り分けている。</p> <p><地方税ポータルシステム(eLTAX)→年金保険者> 地方公共団体が年金保険者へ送付するデータを作成する際に、特別徴収義務者コードを設定する。地方税ポータルシステム(eLTAX)では、地方公共団体から受け取ったデータを、設定された特別徴収義務者コードに基づいてDVD(暗号化)に書き込み、セキュリティ便(運送事業者が実施しているサービス)であり、位置情報が確認できる運送方法)で年金保険者へ提出している。 なお、DVDへの書き込みや配送先の確認は、複数人で立会い確認を行う等の対応をしている。</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・電子申告等システム <地方税ポータルシステム(eLTAX)→地方公共団体> 地方税ポータルシステム(eLTAX)において特定個人情報の送信処理を行う場合、システムで決められた機能以外での方法で、地方公共団体へ送信することはできない。(納税者等や地方公共団体があらかじめ提出先(地方公共団体コード)を指定しており、地方税ポータルシステム(eLTAX)は、そのコードに基づいて地方公共団体へ振り分けする。)</p> <p><地方税ポータルシステム(eLTAX)→納税者等> 納税者等が地方公共団体から提供されたデータ等の確認をする場合には、地方税ポータルシステム(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインし、データ等の確認している。 納税者等が地方税ポータルシステム(eLTAX)から確認するデータについては、地方公共団体が地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信する際に利用者IDを設定しており、確認できる納税者等をシステム上制御している。また、万が一地方公共団体が誤ったデータを地方税ポータルシステム(eLTAX)へ格納し、その旨を納税者等へ通知してしまった場合、格納したデータを地方公共団体が削除する機能を有している。さらに、地方公共団体が誤った相手へデータ格納した旨の通知をしてしまった場合でも、専用のパスワードは通知されていないため、納税者等はデータを取得することができない。</p> <p>・年金特徴システム <地方税ポータルシステム(eLTAX)→地方公共団体> 年金保険者が地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信するデータを作成する際に、地方公共団体コードを設定する。地方税ポータルシステム(eLTAX)では、年金保険者から受け取ったデータを設定された地方公共団体コードに基づいて、地方公共団体へ振り分けている。</p> <p><地方税ポータルシステム(eLTAX)→年金保険者> 地方公共団体が年金保険者へ送付するデータを作成する際に、特別徴収義務者コードを設定する。地方税ポータルシステム(eLTAX)では、地方公共団体から受け取ったデータを、設定された特別徴収義務者コードに基づいてDVD(暗号化)に書き込み、セキュリティ便(運送事業者が実施しているサービスであり、位置情報が確認できる運送方法)で年金保険者へ提出している。 なお、DVDへの書き込みや配送先の確認は、複数人で立会い確認を行う等の対応をしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	特定個人情報が保管されているサーバ及び媒体の設置場所(データセンタ)はメインで使用するデータセンターに加え、大規模自然災害等に備え、遠隔地のバックアップ用データセンターを設置し、各データセンターにおいては、 では、 事前の入館申請、入館前の本人確認、監視カメラ等で入退出者を管理している。さらに、入館時に生体情報登録(メインのデータセンターでは指紋登録、バックアップ用は静脈登録。)を行っており、サーバ設置区画では生体情報による入室管理データセンタ内の区画ごとで静脈制限(本人確認後に静脈登録)が必要である。をしているほか、ラックごとに解錠の許可が必要となっている。また、サーバ等を施錠可能なラック内に設置し、DVDについてもデータセンタ内の施錠可能な保管庫に保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1.不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトウェアを使用して、サーバ/クライアントに導入しウイルスチェックを常時している。 ・ウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルの更新は日々実施している。 ・サーバ/クライアントのミドルウェア等の修正プログラムについては、必要に応じて適用している。 ・サーバ/クライアントへのソフトウェア導入は、原則不可としているが、必要な場合にはシステム管理者の許可を得て、問題がないことを確認して導入している。 2.不正アクセス対策 ・IDS(不正侵入検知システム),IPS(不正侵入防御システム)を導入し、常時不正アクセスがないか監視している。 ・不正なアクセスを防止するため、セグメント毎にファイアウォールを設置しアクセスを制限している。 ・サーバ/クライアントは、ID/パスワードによりアクセス制御している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者及び死者を区別しておらず、データは一律同じ方法で管理している。
その他の措置の内容		
	-	-
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	地方税ポータルシステム(eLTAX)では、提出されたデータをそのまま保管しているだけである。 ※地方税ポータルシステム(eLTAX)は、受付(收受)した申告書等データを提供先に送信しているのみである。また、本人確認結果ファイルについても、地方公共団体が必要に応じて随時更新を行うものである。(一般社団法人地方税電子化協議会がデータの中身を閲覧することはない。)
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>特定個人情報が保管されたデータベースのデータ消去については、システム内にデータを消去するプログラムが組み込まれており、そのプログラムを実行(バッチ処理)するだけである。そのため、誤って消去すべきでない情報まで消去されることなく、消去しなければならない情報も残留することはない。</p> <p>なお、プログラム実行に当たっては、毎年度ごとに運用管理計画を策定し、実行日を月次会議等で確認した上で実施している。また、実施の報告も月次会議等で確認している。</p> <p>また、メインで使用するデータセンターとバックアップ用データセンター間は、専用線による適時、同期を実施しており、メインセンターにおけるデータ消去についてもバックアップセンター側のデータベースに反映されることから、バックアップセンターに特定個人情報が残ることはない。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	地方税法施行規則第10条第2項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準(平成25年総務省告示第428号)の遵守状況について、 メイン用データセンター、バックアップ用データセンターともに 毎年度チェックリストを用いて自己点検を 実施する行っている 。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	地方税法施行規則第10条第2項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準(平成25年総務省告示第428号)の遵守状況について、 メイン用データセンター、バックアップ用データセンターともに 毎年度自己点検を行い、その内容について第三者による監査(情報セキュリティ監査)を受検し、セキュリティレベルの維持・向上を図 っている 。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	メイン用データセンター、バックアップ用データセンターともに 、情報セキュリティ研修やマイナンバー制度の研修を毎年実施 している 。(セキュリティ専門家による研修、eラーニング)	
3. その他のリスク対策		
メイン用データセンター、バックアップ用データセンターともに、委託先事業者の従業員への教育・啓発は、委託先事業者内で情報セキュリティ研修を行 っている 。(毎年度実施している情報セキュリティ監査にて、研修の実施確認をしている。)		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	開示請求は一般社団法人地方税電子化協議会、訂正・利用停止請求は各提出先の地方公共団体。
②請求方法	一般社団法人地方税電子化協議会HP(http://www.eltax.jp/)のお問い合わせフォームよりお問い合わせの上、書面等で請求する。
特記事項	-
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 1件あたり300円、納付方法は現金、協議会の指定する口座に振込、又はゆうちょ銀行の発行する為替証書)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	一般社団法人地方税電子化協議会
②対応方法	一般社団法人地方税電子化協議会HP(http://www.eltax.jp/)のお問い合わせフォームより問合せを受け付ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月22日
②しきい値判断結果	[特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	-
②実施日・期間	-
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	-
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	平成31年3月22日
②方法	当評価の点検を行うために設置した、特定個人情報保護評価第三者点検委員会にて、有識者(3名)に確認をいただいた。
③結果	特定個人情報保護評価・全項目評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置が取られているものとする。 なお、寄附金税額控除に係る申告特例通知に係る個人番号の管理は、個人番号利用事務実施者である地方公共団体が行うことから、各地方公共団体側にはeLTAX側でも個人情報保護評価を実施する旨周知するよう申し添える。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	-
②個人情報保護委員会による審査	-

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	—	「特記事項」に「地方税共通納税システムにおいては特定個人情報の取扱いはない」旨を追記		
平成31年3月22日	表紙 評価実施機関名	—	平成31年4月1日以降は地方税共同機構となる旨を追記		
平成31年3月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	—	地方公共団体間における地方税情報の送受信について追記		
平成31年3月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	—	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の送受信について追記		
平成31年3月22日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	—	寄附金税額控除に係る申告特例通知データの流れ及び説明を追記		
平成31年3月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ⑤保有開始日	—	寄附金税額控除に係る申告特例通知対象者に関する記載を追記		
平成31年3月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 ④入手に係る妥当性 ⑤本人への明示 ⑧使用方法	—	寄附金税額控除に係る申告特例通知に関する記載を追記		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③移転する情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑦時期・頻度	—	寄附金税額控除に係る申告特例通知に関する記載を追記		
平成31年3月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ③消去方法	—	メイン・バックアップの2拠点(データセンター)にて特定個人情報の保管を行うこと及び管理・消去方法について追記		
平成31年3月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	—	税制改正に伴う項目追加、項目名の変更 項目追加、項目名を変更した様式は以下のとおり。 ・給与支払報告書(個人別明細書) ・公的年金等支払報告書(個人別明細書) ・給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ・給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) ・公的年金等支払報告書用レイアウト(CSV形式)		
平成31年3月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	正確性の確認についてシステム上で本人確認結果ファイルと突合している旨を追記		
平成31年3月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用	—	ユーザ認証の管理方法について、作業端末へのログイン時には生体認証を必要とする旨を追記		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・情報保護管理体制の確認	第三者によるセキュリティ監査	一般社団法人地方税電子化協議会が契約した監査法人によるセキュリティ監査		
平成31年3月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報の提供ルール ・特定個人情報の消去ルール	委託業者と覚書を締結	委託業者との契約書に特記事項を記載		
平成31年3月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・規定の内容	地方税ポータルシステムで処理する情報の取扱いに関する覚書	地方税ポータルシステムで処理する情報の取扱いに関する特記事項		
平成31年3月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	—	以下を追記 ・情報の提供者として納税者に加えて地方公共団体を追加 ・情報にアクセスする際に必要なパスワードを別途納税者等が指定したメールアドレス宛てに送付		
平成31年3月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	—	メイン・バックアップの2拠点（データセンター）にて特定個人情報の保管を行うこと及び管理・消去方法について追記		
平成31年3月22日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策	—	メインセンタ及びバックアップセンタともに実施することを追記		
平成31年3月22日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	—	手数料に関する記載を追記		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日 ③結果	前回の第三者点検実施結果を記載 ①実施日 平成30年9月14日 ③結果 特定個人情報保護評価・全項目評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置が取られているものと考えます。 なお、一部業務について再委託をしていることから、再委託先のセキュリティ対策についての監視・監督を継続的に行うなど、事故防止に向けた取組みを行うことが重要である旨申し添えます。	①実施日 平成31年3月22日 ③結果 特定個人情報保護評価・全項目評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置が取られているものと考えます。 なお、寄附金税額控除に係る申告特例通知に係る個人番号の管理は、個人番号利用事務実施者である地方公共団体が行うことから、各地方公共団体側にはeLTAX側でも個人情報保護評価を実施する旨周知するよう申し添えます。		

別添2「地方税電子申告等特定個人情報ファイルの記録項目」

＜電子申告等システム＞

No.	様式ID	様式番号	様式名称	記録項目数		
				共通	様式固有	総項目数
1	様式101	第17号様式	給与支払報告書(総括表)	35	50	85
2	様式102	第17号様式別表	給与支払報告書(個人別明細書)	35	155	190
3	様式103	第17号の2様式別表	公的年金等支払報告書(個人別明細書)	35	90	125
4	様式104	第18号様式	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書	35	60	95
5	様式105	第5号の8様式	退職所得に係る納入申告書	35	28	63
6	様式106	第5号の14様式	退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票	35	49	84
7	様式107	特別徴収切替届出(依頼)書	特別徴収切替届出(依頼)書	35	44	79
8	様式108	第26号様式	償却資産申告書(償却資産課税台帳)	35	113	148
9	様式109	第44号様式	事業所税の申告書	35	62	97
10	様式110	第44号様式別表1	事業所等明細書	35	42	77
11	様式111	第44号様式別表2	非課税明細書	35	52	87
12	様式112	第44号様式別表3	課税標準の特例明細書	35	61	96
13	様式113	第44号様式別表4	共用部分の計算書	35	36	71
14	様式114	事業所用家屋貸付等申告書(申告者情報)	事業所用家屋貸付等申告書(申告者情報)	35	23	58
15	様式115	事業所用家屋貸付等申告書(事業所家屋明細書)	事業所用家屋貸付等申告書(事業所家屋明細書)	35	0	35
16	様式116	第3号様式	給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)	0	118	118
17	様式117	-	地方団体からの提供を受ける特定個人情報ファイル	0	3	3

＜年金特徴システム＞

No.	様式ID	様式番号	様式名称	記録項目数		
				共通	様式固有	総項目数
1	様式201	-	公的年金等支払報告書用レイアウト(CSV形式)	0	78	78
2	様式202	-	年金特徴用レイアウト(固定長)	0	49	49

合計 1,638

前回(平成30年9月)からの変更点

○ 記録項目数合計

前回 1,594項目 → 今回 1,638項目

○ 前回から変更があった様式IDは以下のとおり。

- ①様式102 税制改正に伴う項目追加、項目名変更
- ②様式103 税制改正に伴う項目追加、項目名変更
- ③様式104 税制改正に伴う項目変更・項目統合
- ④様式116 項目名修正(半角→全角)
- ⑤様式201 税制改正に伴う項目追加、項目名変更

様式共通項目(様式101～様式115)

No.	項目名
1	申告受付番号
2	地方公共団体コード
3	税務事務所コード
4	所属コード
5	手続ID
6	手続名
7	業務区分
8	税目区分
9	申告区分
10	期別(自)
11	期別(至)
12	申告日
13	利用者ID
14	納税者名
15	納税者住所
16	代表者名
17	事業所名
18	課税地住所
19	代理人ID
20	代理人名
21	納税者管理番号
22	課税番号
23	補助番号
24	担当者番号
25	訂正受付番号
26	前回受付番号
27	初回受付番号
28	納税者ID
29	送信者納税者ID
30	送信者利用者ID
31	送信者利用者名
32	添付フラグ

No.	項目名
33	受付日
34	申告受付日時
35	ファイル名

様式ID・様式番号・様式名称		様式ID	名前空間名						バージョン			
様式101	第十七号様式 給与支払報告書(総括表)											
No	項目名	タグ名 属性名	出現回数		型	文字 属性	文字 数	ID属性	IDREF属性	初期値	コードID	備考
			最低	最高								
1	第十七号様式											
2	様式バージョン	R0502AA160										
3	ページ番号	vr								160		
4	生成ソフト名	page	0									
5	生成ソフトバージョン	seiseiSoft										
6	生成日	seiseiVr										
7	生成者名	seiseiDay										
8	更新ソフト名	seiseiNm										
9	更新ソフトバージョン	koshinSoft	0									
10	更新日	koshinVr	0									
11	更新者名	koshinDay	0									
12	他有	koshinNm	0									
13	給与支払年分	taari	0									
14	申告の種類	AAA_SDATE			yy							
15	あて先	AAA_RPT_NAME				全角	10			RPT_NAME		
16	提出年月日	AAA00100				全角	40			ORG1_NAME		
17	種別	AAA00200			yymmdd							
18	整理番号	AAA00300				半角	11					
19	空欄	AAA00400				半角	11					
20	整理番号1	AAA00500				全角	10					
21	本支店等区分番号	AAA00600				半角	10					
22	指定番号	AAA00700				半角	5					
23	[給与の支払期間]自	AAA00800				半角	12			SHITEI_NO		文字属性については、半角英数字のみが使用可能
24	[給与の支払期間]至	AAB00100			yymm							
25	給与支払者の個人番号又は法人番号	AAB00200			mm							
26	[給与支払者の氏名又は名称]フリガナ	AAB00250				半角	13			HOJIN_NUMBER		
27	[給与支払者の氏名又は名称]名称	AAB00300			n-kana					KANA		
28	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	AAB00400			name					NAME		
29	[所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の所在地]フリガナ	AAB00500			name							
30	[所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の所在地]郵便番号	AAB00600			a-kana							
31	[所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の所在地]所在地	AAB00700			zipcode							
32	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	AAB00800			address							
33	[連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号]課	AAB00900				全角	40			DAIHYO_NAME		
34	[連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号]係	AAB01000				全角	40					
35	[連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号]氏名	AAB01100				全角	40					
36	[連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号]電話番号	AAB01200				全角	40					
37	提出区分	AAB01300			tel-number							
38	事業種目	AAC00100			kubun1						CC6280	
39	受給者総人員	AAC00200			shokugyo							
40	報告人員	AAC00300				数字	6					
41	報告人員のうち退職者人員	AAC00400				数字	6					
42	所属税務署名	AAC00500				数字	6					
43	[給与の支払方法及びその期日]支払方法	AAC00600				全角	10					
44	[給与の支払方法及びその期日]期日	AAC00700				全角	10					
45	[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]名称	AAC00800				全角	10					
46	[特別徴収税額の払込みを希望する金融機関]所在地	AAD00100			account							
47	関与税理士氏名	AAD00200			address							
48	[関与税理士氏名]電話番号	AAE_DAIRI_NAME			name							
49	特別徴収税額通知の受取方法	AAE_DAIRI_TEL_NUM			tel-number							
50	通知先アドレス	AAF_UKETORI_KBN				半角	1				CC6570	
		AAF_MAIL_ADDR				半角	128					

様式ID・様式番号・様式名称	
様式102	第十七号様式別表 給与支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
1	第十七号様式別表
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	給与支払年分
14	申告の種類
15	個人別明細書ワークエリア
16	個人別明細書
17	種別
18	整理番号
19	空欄
20	整理番号1
21	本支店等区分番号
22	指定番号
23	[支払を受ける者][住所]※区分
24	[支払を受ける者][住所]国外住居表示
25	[支払を受ける者]住所
26	[支払を受ける者](受給者番号)
27	[支払を受ける者](個人番号)
28	[支払を受ける者][氏名](フリガナ)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式102	第十七号様式別表 給与支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
29	[支払を受ける者](役職名)
30	[支払を受ける者][氏名]氏名
31	種別
32	[支払金額]上段(内)
33	[支払金額]下段
34	給与所得控除後の金額
35	所得控除の額の合計額
36	[源泉徴収税額]上段(内)
37	[源泉徴収税額]下段
38	[(源泉)控除対象配偶者の有無等](有)(従一有)
39	[(源泉)控除対象配偶者の有無等]老人
40	配偶者(特別)控除の額
41	[控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)][特定]人
42	[控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)][特定]従人
43	[控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)][老人]内
44	[控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)][老人]人
45	[控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)][老人]従人
46	[控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)][その他]人
47	[控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)][その他]従人
48	[障害者の数(本人を除く。)][特別]内
49	[障害者の数(本人を除く。)][特別]人
50	[障害者の数(本人を除く。)][その他]人
51	非居住者である親族の数
52	[社会保険料等の金額]上段
53	[社会保険料等の金額]下段
54	生命保険料の控除額
55	地震保険料の控除額
56	住宅借入金等特別控除の額

様式ID・様式番号・様式名称	
様式102	第十七号様式別表 給与支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
57	摘要
58	[(源泉・特別)控除対象配偶者](フリガナ)
59	[(源泉・特別)控除対象配偶者]氏名
60	[(源泉・特別)控除対象配偶者]区分
61	[(源泉・特別)控除対象配偶者]個人番号
62	配偶者の合計所得
63	[生命保険料の金額の内訳]新生命保険料の金額
64	[生命保険料の金額の内訳]旧生命保険料の金額
65	[生命保険料の金額の内訳]介護医療保険料の金額
66	[生命保険料の金額の内訳]新個人年金保険料の金額
67	[生命保険料の金額の内訳]旧個人年金保険料の金額
68	国民年金保険料等の金額
69	旧長期損害保険料の金額
70	[本人区分欄]夫有
71	[本人区分欄]未成年者
72	[本人区分欄]乙欄
73	[本人区分欄][本人が障害者]特別
74	[本人区分欄][本人が障害者]その他
75	[本人区分欄]老年者
76	[本人区分欄][寡婦]一般
77	[本人区分欄][寡婦]特別
78	[本人区分欄]寡夫
79	[本人区分欄]勤労学生
80	[本人区分欄]死亡退職
81	[本人区分欄]災害者
82	[本人区分欄]外国人
83	16歳未満扶養親族の数
84	[本人区分欄][中途就・退職]就区分

様式ID・様式番号・様式名称	
様式102	第十七号様式別表 給与支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
85	[本人区分欄][中途就・退職]退区分
86	[本人区分欄][中途就・退職]年
87	[本人区分欄][中途就・退職]月
88	[本人区分欄][中途就・退職]日
89	[本人区分欄]受給者生年月日
90	[控除対象扶養親族][1](フリガナ)
91	[控除対象扶養親族][1]氏名
92	[控除対象扶養親族][1]区分
93	[控除対象扶養親族][1]個人番号
94	[控除対象扶養親族][2](フリガナ)
95	[控除対象扶養親族][2]氏名
96	[控除対象扶養親族][2]区分
97	[控除対象扶養親族][2]個人番号
98	[控除対象扶養親族][3](フリガナ)
99	[控除対象扶養親族][3]氏名
100	[控除対象扶養親族][3]区分
101	[控除対象扶養親族][3]個人番号
102	[控除対象扶養親族][4](フリガナ)
103	[控除対象扶養親族][4]氏名
104	[控除対象扶養親族][4]区分
105	[控除対象扶養親族][4]個人番号
106	[16歳未満の扶養親族][1](フリガナ)
107	[16歳未満の扶養親族][1]氏名
108	[16歳未満の扶養親族][1]区分
109	[16歳未満の扶養親族][1]個人番号
110	[16歳未満の扶養親族][2](フリガナ)
111	[16歳未満の扶養親族][2]氏名
112	[16歳未満の扶養親族][2]区分

様式ID・様式番号・様式名称	
様式102	第十七号様式別表 給与支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
113	[16歳未満の扶養親族][2]個人番号
114	[16歳未満の扶養親族][3](フリガナ)
115	[16歳未満の扶養親族][3]氏名
116	[16歳未満の扶養親族][3]区分
117	[16歳未満の扶養親族][3]個人番号
118	[16歳未満の扶養親族][4](フリガナ)
119	[16歳未満の扶養親族][4]氏名
120	[16歳未満の扶養親族][4]区分
121	[16歳未満の扶養親族][4]個人番号
122	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
123	5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号
124	[支払者]個人番号又は法人番号
125	[支払者]住所(居所)又は所在地
126	[支払者]氏名又は名称
127	[支払者][氏名又は名称]電話番号
128	[異動後の会社で年末調整を実施する場合][住所(居所)又は所在地]国外住居表示
129	[異動後の会社で年末調整を実施する場合]住所(居所)又は所在地
130	[異動後の会社で年末調整を実施する場合]氏名又は名称
131	[異動後の会社で年末調整を実施する場合][他の支払者のもとを退職した年月日]年
132	[異動後の会社で年末調整を実施する場合][他の支払者のもとを退職した年月日]月
133	[異動後の会社で年末調整を実施する場合][他の支払者のもとを退職した年月日]日
134	[異動後の会社で年末調整を実施する場合]給与等の金額
135	[異動後の会社で年末調整を実施する場合]徴収した額
136	[異動後の会社で年末調整を実施する場合]控除した社会保険料の金額
137	[異動後の会社で年末調整を実施する場合]災害者に係る徴収猶予の金額
138	[住宅借入金等特別控除の額の内訳][居住開始年月日(1回目)]年
139	[住宅借入金等特別控除の額の内訳][居住開始年月日(1回目)]月
140	[住宅借入金等特別控除の額の内訳][居住開始年月日(1回目)]日

様式ID・様式番号・様式名称	
様式102	第十七号様式別表 給与支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
141	[住宅借入金等特別控除の額の内訳][居住開始年月日(2回目)]年
142	[住宅借入金等特別控除の額の内訳][居住開始年月日(2回目)]月
143	[住宅借入金等特別控除の額の内訳][居住開始年月日(2回目)]日
144	[住宅借入金等特別控除の額の内訳]住宅借入金等特別控除適用数
145	[住宅借入金等特別控除の額の内訳]住宅借入金等特別控除区分(1回目)
146	[住宅借入金等特別控除の額の内訳]住宅借入金等特別控除区分(2回目)
147	[住宅借入金等特別控除の額の内訳]住宅借入金等特別控除可能額
148	[住宅借入金等特別控除の額の内訳]住宅借入金等年末残高(1回目)
149	[住宅借入金等特別控除の額の内訳]住宅借入金等年末残高(2回目)
150	普通徴収
151	青色専従者
152	条約免除
153	変更入力フラグ
154	CSVデータ
155	個人別明細データ

様式ID・様式番号・様式名称	
様式103	第十七号の二様式別表 公的年金等支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
1	第十七号の二様式別表
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	支払年分
14	申告の種類
15	個人別明細書ワークエリア
16	個人別明細
17	種別
18	整理番号
19	空欄
20	整理番号1
21	本支店等区分番号
22	指定番号
23	[支払を受ける者]区分
24	[支払を受ける者]個人番号
25	[支払を受ける者][住所]国外住所表示
26	[支払を受ける者]住所
27	[支払を受ける者][氏名](フリガナ)
28	[支払を受ける者]氏名

様式ID・様式番号・様式名称	
様式103	第十七号の二様式別表 公的年金等支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
29	[支払を受ける者]受給者番号
30	[支払を受ける者]生年月日
31	[区分][所得税法第203条の3第1号適用分]未払金額
32	[区分][所得税法第203条の3第1号適用分]支払金額
33	[区分][所得税法第203条の3第1号適用分]未徴収税額
34	[区分][所得税法第203条の3第1号適用分]源泉徴収税額
35	[区分][所得税法第203条の3第2号適用分]未払金額
36	[区分][所得税法第203条の3第2号適用分]支払金額
37	[区分][所得税法第203条の3第2号適用分]未徴収税額
38	[区分][所得税法第203条の3第2号適用分]源泉徴収税額
39	[区分][所得税法第203条の3第3号適用分]未払金額
40	[区分][所得税法第203条の3第3号適用分]支払金額
41	[区分][所得税法第203条の3第3号適用分]未徴収税額
42	[区分][所得税法第203条の3第3号適用分]源泉徴収税額
43	[区分][所得税法第203条の3第4号適用分]未払金額
44	[区分][所得税法第203条の3第4号適用分]支払金額
45	[区分][所得税法第203条の3第4号適用分]未徴収税額
46	[区分][所得税法第203条の3第4号適用分]源泉徴収税額
47	[本人]特別障害者
48	[本人]その他の障害者
49	[本人]特別寡婦
50	[本人]寡婦・寡夫
51	源泉控除対象配偶者の有無等
52	[控除対象扶養親族の数]特定
53	[控除対象扶養親族の数]老人
54	[控除対象扶養親族の数]その他
55	[障害者の数]特別障害者のうち同居
56	[障害者の数]特別障害者

様式ID・様式番号・様式名称	
様式103	第十七号の二様式別表 公的年金等支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
57	[障害者の数]その他
58	社会保険料の金額
59	摘要
60	16歳未満の扶養親族の数
61	非居住者である親族の数
62	[源泉控除対象配偶者](フリガナ)
63	[源泉控除対象配偶者]氏名
64	[源泉控除対象配偶者]区分
65	[源泉控除対象配偶者]個人番号
66	[源泉控除対象配偶者]配偶者の合計所得
67	[源泉控除対象配偶者]38万円以下
68	[控除対象扶養親族][1](フリガナ)
69	[控除対象扶養親族][1]氏名
70	[控除対象扶養親族][1]区分
71	[控除対象扶養親族][1]個人番号
72	[控除対象扶養親族][2](フリガナ)
73	[控除対象扶養親族][2]氏名
74	[控除対象扶養親族][2]区分
75	[控除対象扶養親族][2]個人番号
76	[16歳未満の扶養親族][1](フリガナ)
77	[16歳未満の扶養親族][1]氏名
78	[16歳未満の扶養親族][1]区分
79	[16歳未満の扶養親族][1]個人番号
80	[16歳未満の扶養親族][2](フリガナ)
81	[16歳未満の扶養親族][2]氏名
82	[16歳未満の扶養親族][2]区分
83	[16歳未満の扶養親族][2]個人番号
84	[支払者]法人番号

様式ID・様式番号・様式名称	
様式103	第十七号の二様式別表 公的年金等支払報告書(個人別明細書)
No	項目名
85	[支払者]所在地
86	[支払者]名称
87	[支払者]電話番号
88	変更入力フラグ
89	CSVデータ
90	個人別明細データ

様式ID・様式番号・様式名称	
様式104	第十八号様式 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
No	項目名
1	第十八号様式
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	申告の種類
14	市町村処理欄
15	あて先
16	提出年月日
17	[給与支払者(特別徴収義務者)]氏名又は名称
18	[給与支払者(特別徴収義務者)][住所(居所)又は所在地]郵便番号
19	[給与支払者(特別徴収義務者)]住所(居所)又は所在地
20	[給与支払者(特別徴収義務者)]個人番号又は法人番号
21	特別徴収義務者指定番号
22	[連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号]課
23	[連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号]係
24	[連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号]氏名
25	[連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号]電話番号
26	[給与所得者]利用者ID
27	[給与所得者]受給者番号(整理番号)
28	[給与所得者]旧個人番号

様式ID・様式番号・様式名称	
様式104	第十八号様式 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
No	項目名
29	[給与所得者]個人番号
30	[給与所得者]氏名
31	[給与所得者]氏名(フリガナ)
32	[給与所得者]生年月日
33	[給与所得者][給与の支払を受けなくなった後の住所]郵便番号
34	[給与所得者]給与の支払を受けなくなった後の住所
35	[給与所得者][新しい勤務先の名称及び所在地]名称
36	[給与所得者][新しい勤務先の名称及び所在地]郵便番号
37	[給与所得者][新しい勤務先の名称及び所在地]所在地
38	[給与所得者][新しい勤務先の名称及び所在地]電話番号
39	特別徴収税額(年税額)(ア)
40	[徴収済額][自]年月(イ)
41	[徴収済額][至]年月(イ)
42	徴収済額(イ)
43	未徴収税額((ア)-(イ))(ウ)
44	異動年月日
45	異動の事由
46	異動後の未徴収税額の徴収
47	[異動後の未徴収税額の徴収]3. 普通徴収(理由)
48	退職時までの給与支払額
49	控除社会保険料額
50	[一括徴収の理由]理由区分
51	[一括徴収の理由]1. 年
52	[一括徴収の理由][1. 申出月日]月
53	[一括徴収の理由][1. 申出月日]日
54	[一括徴収の理由]2. 年
55	徴収予定
56	[徴収予定][徴収予定月日]月

様式ID・様式番号・様式名称	
様式104	第十八号様式 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
No	項目名
57	[徴収予定][徴収予定月日]日
58	[徴収予定]徴収予定額
59	[徴収予定]徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
60	市町村記入欄

様式ID・様式番号・様式名称	
様式105	第五号の八様式 退職所得に係る納入申告書
No	項目名
1	第五号の八様式
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	提出先
14	提出年月日
15	平成 年 月分
16	納入年月日
17	人員
18	退職手当等支払金額
19	特別徴収税額(市町村民税)
20	特別徴収税額(道府県民税)
21	[特別徴収義務者]氏名又は名称
22	[特別徴収義務者]住所(居所)又は所在地
23	[特別徴収義務者][住所(居所)又は所在地]郵便番号
24	[特別徴収義務者]指定番号
25	[特別徴収義務者]法人番号又は個人番号
26	[連絡先]係名
27	[連絡先]氏名
28	[連絡先]電話番号

様式ID・様式番号・様式名称	
様式106	第五号の十四様式 退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票
No	項目名
1	第五号の十四様式
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	特別徴収票
14	[支払者]個人番号又は法人番号
15	[支払者]氏名又は名称
16	[支払者]住所(居所)又は所在地
17	[支払を受ける者]個人番号
18	[支払を受ける者]1月1日の住所
19	[支払を受ける者]住所又は居所
20	[支払を受ける者]氏名
21	[支払を受ける者][氏名]フリガナ
22	[支払を受ける者]役職名
23	就職年月日
24	退職年月日
25	勤続年数
26	退職所得控除額
27	退職手当等支払金額(所得税法第201条第1項第1号)
28	(未払金額)(所得税法第201条第1項第1号)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式106	第五号の十四様式 退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票
No	項目名
29	退職手当等支払金額(所得税法第201条第1項第2号)
30	(未払金額)(所得税法第201条第1項第2号)
31	退職手当等支払金額(所得税法第201条第3項)
32	(未払金額)(所得税法第201条第3項)
33	源泉徴収税額(所得税法第201条第1項第1号)
34	源泉徴収税額(所得税法第201条第1項第2号)
35	源泉徴収税額(所得税法第201条第3項)
36	特別徴収税額(市町村民税)(所得税法第201条第1項第1号)
37	特別徴収税額(市町村民税)(所得税法第201条第1項第2号)
38	特別徴収税額(市町村民税)(所得税法第201条第3項)
39	特別徴収税額(道府県民税)(所得税法第201条第1項第1号)
40	特別徴収税額(道府県民税)(所得税法第201条第1項第2号)
41	特別徴収税額(道府県民税)(所得税法第201条第3項)
42	摘要
43	[支払を受ける者]生年月日
44	他の退職所得等の支払金額がある場合の計算内訳
45	[合計額]退職手当等支払金額
46	[合計額]未払金額
47	[合計額]特別徴収税額(市町村民税)
48	[合計額]特別徴収税額(道府県民税)
49	[合計額]退職所得控除額

様式ID・様式番号・様式名称	
様式107	特別徴収切替届出(依頼)書
No	項目名
1	特別徴収切替届出(依頼)書
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	あて先
14	提出年月日
15	[特別徴収義務者]個人番号又は法人番号
16	[特別徴収義務者]住所(居所)又は所在地
17	[特別徴収義務者][住所(居所)又は所在地]郵便番号
18	[特別徴収義務者][氏名又は名称]フリガナ
19	[特別徴収義務者]氏名又は名称
20	[特別徴収義務者]代表者名
21	特別徴収義務者指定番号
22	[連絡先]所属
23	[連絡先]氏名
24	[連絡先]電話番号
25	[給与所得者]個人番号
26	[給与所得者]氏名フリガナ
27	[給与所得者]氏名
28	[給与所得者]現住所

様式ID・様式番号・様式名称	
様式107	特別徴収切替届出(依頼)書
No	項目名
29	[給与所得者]郵便番号
30	[給与所得者]住所(1月1日)
31	[給与所得者]生年月日
32	異動年月日
33	受給者番号
34	特別徴収開始 月
35	[普通徴収]納付済期
36	納期限 月
37	納期限 日
38	[普通徴収][納付済期]期区分
39	[普通徴収]年税額
40	[普通徴収]納付済額
41	納税通知書番号
42	口座振替該当有無
43	納付書の送付
44	備考

様式ID・様式番号・様式名称	
様式108	第二十六号様式 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
No	項目名
1	第二十六号様式
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	所有者コード
14	申告年度
15	提出年月日
16	あて先
17	[所有者]1住所フリガナ
18	[所有者]1住所郵便番号
19	[所有者]1住所
20	[所有者]1電話
21	[所有者]2氏名フリガナ
22	[所有者]2氏名
23	[所有者]2代表者フリガナ
24	[所有者]2代表者
25	[所有者]2屋号
26	[所有者]3個人番号又は法人番号
27	[所有者]4事業種目
28	[所有者]4事業種目(資本金等の額)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式108	第二十六号様式 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
No	項目名
29	[所有者]5事業開始年月
30	[所有者]6この申告に回答する者の係及び氏名(係)
31	[所有者]6この申告に回答する者の係及び氏名(氏名)
32	[所有者]6この申告に回答する者の係及び氏名(電話)
33	[所有者]7税理士等の氏名
34	[所有者]7税理士等の氏名(電話)
35	[所有者]8短縮耐用年数の承認
36	[所有者]9増加償却の届出
37	[所有者]10非課税該当資産
38	[所有者]11課税標準の特例
39	[所有者]12特別償却又は圧縮記帳
40	[所有者]13税務会計上の償却方法
41	[所有者]14青色申告
42	[所有者]15市(区)町村内における事業所等資産の所在地
43	[所有者]15市(区)町村内における事業所等資産の所在地2
44	[所有者]15市(区)町村内における事業所等資産の所在地3
45	[所有者]16借用資産 (有無)
46	[所有者][16借用資産]貸主の名称等
47	[所有者]17事業所用家屋の所有区分
48	[所有者]18備考
49	連帯納税義務者人数
50	[1][構築物][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
51	[2][機械及び装置][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
52	[3][船舶][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
53	[4][航空機][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
54	[5][車両及び運搬具][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
55	[6][工具、器具及び備品][取得価額]前年前に取得したもの(イ)
56	[7][合計][取得価額]前年前に取得したもの(イ)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式108	第二十六号様式 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
No	項目名
57	[1][構築物][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
58	[2][機械及び装置][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
59	[3][船舶][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
60	[4][航空機][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
61	[5][車両及び運搬具][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
62	[6][工具、器具及び備品][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
63	[7][合計][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
64	[1][構築物][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
65	[2][機械及び装置][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
66	[3][船舶][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
67	[4][航空機][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
68	[5][車両及び運搬具][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
69	[6][工具、器具及び備品][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
70	[7][合計][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
71	[1][構築物][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
72	[2][機械及び装置][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
73	[3][船舶][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
74	[4][航空機][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
75	[5][車両及び運搬具][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
76	[6][工具、器具及び備品][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
77	[7][合計][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
78	対象年
79	[1][構築物]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
80	[2][機械及び装置]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
81	[3][船舶]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
82	[4][航空機]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
83	[5][車両及び運搬具]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
84	[6][工具、器具及び備品]1月1日現在の帳簿価額(ホ)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式108	第二十六号様式 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
No	項目名
85	[7][合計]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
86	[1][構築物]評価額(ホ)
87	[2][機械及び装置]評価額(ホ)
88	[3][船舶]評価額(ホ)
89	[4][航空機]評価額(ホ)
90	[5][車両及び運搬具]評価額(ホ)
91	[6][工具、器具及び備品]評価額(ホ)
92	[7][合計]評価額(ホ)
93	[1][構築物]決定価格(ヘ)
94	[2][機械及び装置]決定価格(ヘ)
95	[3][船舶]決定価格(ヘ)
96	[4][航空機]決定価格(ヘ)
97	[5][車両及び運搬具]決定価格(ヘ)
98	[6][工具、器具及び備品]決定価格(ヘ)
99	[7][合計]決定価格(ヘ)
100	[1][構築物]課税標準額(ト)
101	[2][機械及び装置]課税標準額(ト)
102	[3][船舶]課税標準額(ト)
103	[4][航空機]課税標準額(ト)
104	[5][車両及び運搬具]課税標準額(ト)
105	[6][工具、器具及び備品]課税標準額(ト)
106	[7][合計]課税標準額(ト)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式108	第二十六号様式 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
No	項目名
107	[1][構築物]件数
108	[2][機械及び装置]件数
109	[3][船舶]件数
110	[4][航空機]件数
111	[5][車両及び運搬具]件数
112	[6][工具、器具及び備品]件数
113	[7][合計]件数

様式ID・様式番号・様式名称	
様式109	第四十四号様式 事業所税の申告書
No	項目名
1	第四十四号様式
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	[処理事項]整理番号
14	[処理事項]事務所
15	[処理事項]管理(旧法人(個人))番号
16	[処理事項]申告区分
17	[処理事項]申告年月日
18	氏名又は名称フリガナ
19	氏名又は名称
20	個人番号又は法人番号
21	法人の代表者氏名フリガナ
22	法人の代表者氏名
23	提出年月日
24	あて先
25	[本店]住所又は所在地郵便番号
26	[本店]住所又は所在地
27	[本店]電話
28	[支店]住所又は所在地郵便番号

様式ID・様式番号・様式名称	
様式109	第四十四号様式 事業所税の申告書
No	項目名
29	[支店]住所又は所在地
30	[支店]電話
31	事業種目
32	資本金の額又は出資金の額
33	所轄税務署名
34	この申告に応答する者の氏名(氏名)
35	この申告に応答する者の氏名(電話)
36	[事業年度又は課税期間]開始年月日
37	[事業年度又は課税期間]終了年月日
38	申告の種類
39	[資産割][事業所床面積]算定期間を通じて使用された事業所床面積 (1)
40	[資産割][事業所床面積]算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 (2)
41	[資産割][非課税に係る事業所床面積](1)に係る非課税床面積 (3)
42	[資産割][非課税に係る事業所床面積](2)に係る非課税床面積 (4)
43	[資産割][控除事務所床面積](1)に係る控除床面積 (5)
44	[資産割][控除事務所床面積](2)に係る控除床面積 (6)
45	[資産割][課税標準となる事業所床面積]月数
46	[資産割][課税標準となる事業所床面積](1)に係る課税標準となる床面積((1)-(3)-(5)×
47	[資産割][課税標準となる事業所床面積](2)に係る課税標準となる床面積 (8)
48	[資産割][課税標準となる事業所床面積]課税標準となる床面積合計((7)+(8)) (9)
49	[資産割]資産割額((9)×600円) (10)
50	[資産割]既に納付の確定した資産割額 (11)
51	[従業者割]従業者給与総額 (12)
52	[従業者割]非課税に係る従業者給与総額 (13)
53	[従業者割]控除従業者給与総額 (14)
54	[従業者割]課税標準となる従業者給与総額((12)-(13)-(14)) (15)
55	[従業者割]従業者割額((15)×0.25/100) (16)
56	[従業者割]既に納付の確定した従業者割額 (17)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式109	第四十四号様式 事業所税の申告書
No	項目名
57	資産割額と従業者割額の合計額((10)+(16)) (18)
58	既に納付の確定した事業所税額((11)+(17)) (19)
59	この申告により納付すべき事業所税額((18)-(19)) (20)
60	備考
61	関与税理士氏名
62	[関与税理士氏名]電話

様式ID・様式番号・様式名称	
様式110	第四十四号様式別表一 事業所等明細書
No	項目名
1	第四十四号様式別表一
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	[処理事項]整理番号
14	[処理事項]事務所
15	[処理事項]管理(旧法人(個人))番号
16	[処理事項]申告区分
17	個人番号又は法人番号
18	氏名又は名称
19	[算定期間]開始年月日
20	[算定期間]終了年月日
21	[事業所等明細書]
22	[※処理事項]
23	明細区分
24	[事業所等]事業所等の名称
25	[事業所等][所在地及びビル名]所在地
26	[事業所等][所在地及びビル名]ビル名
27	[事業所家屋の所有者]住所
28	[事業所家屋の所有者]氏名

様式ID・様式番号・様式名称	
様式110	第四十四号様式別表一 事業所等明細書
No	項目名
29	[資産割]専用床面積 (ア)
30	[資産割]共用床面積 (イ)
31	[資産割]事業所床面積((ア)+(イ)) (ウ)
32	[資産割][使用した期間(年月日)]開始日
33	[資産割][使用した期間(年月日)]終了日
34	[資産割][使用した期間(年月日)]月数
35	[従業者割]従業者数 (エ)
36	[従業者割]従業者給与総額 (オ)
37	[明細区分1]事業所床面積(ウ)の合計
38	[明細区分2]事業所床面積(ウ)の合計
39	[明細区分1]従業者数(エ)の合計
40	[明細区分2]従業者数(エ)の合計
41	[明細区分1]従業者給与総額(オ)の合計
42	[明細区分2]従業者給与総額(オ)の合計

様式ID・様式番号・様式名称	
様式111	第四十四号様式別表二 非課税明細書
No	項目名
1	第四十四号様式別表二
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	[処理事項]整理番号
14	[処理事項]事務所
15	[処理事項]管理(旧法人(個人))番号
16	[処理事項]申告区分
17	個人番号又は法人番号
18	氏名又は名称
19	[算定期間]開始年月日
20	[算定期間]終了年月日
21	[非課税明細書]
22	[処理事項]
23	[事業所等]事業所等の名称
24	[事業所等]事業所等の所在地
25	[1][非課税の内訳][法第701条の34]項
26	[1][非課税の内訳][法第701条の34]号
27	[1][資産割]非課税床面積 (ア)
28	[1][従業者割]非課税従業者数 (イ)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式111	第四十四号様式別表二 非課税明細書
No	項目名
29	[1][従業者割]非課税従業者給与総額 (ウ)
30	[2][非課税の内訳][法第701条の34]項
31	[2][非課税の内訳][法第701条の34]号
32	[2][資産割]非課税床面積 (ア)
33	[2][従業者割]非課税従業者数 (イ)
34	[2][従業者割]非課税従業者給与総額 (ウ)
35	[3][非課税の内訳][法第701条の34]項
36	[3][非課税の内訳][法第701条の34]号
37	[3][資産割]非課税床面積 (ア)
38	[3][従業者割]非課税従業者数 (イ)
39	[3][従業者割]非課税従業者給与総額 (ウ)
40	[非課税の内訳]予備
41	[予備][資産割]非課税床面積 (ア)
42	[予備][従業者割]非課税従業者数 (イ)
43	[予備][従業者割]非課税従業者給与総額 (ウ)
44	[非課税の内訳][非課税に係る従業者]年齢
45	[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者数 (イ)
46	[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者給与総額 (ウ)
47	[合計][資産割]非課税床面積 (ア)
48	[合計][従業者割]非課税従業者数 (イ)
49	[合計][従業者割]非課税従業者給与総額 (ウ)
50	[非課税事業所床面積等の合計][資産割]非課税床面積 (ア)
51	[非課税事業所床面積等の合計][従業者割]非課税従業者数 (イ)
52	[非課税事業所床面積等の合計][従業者割]非課税従業者給与総額 (ウ)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式112	第四十四号様式別表三 課税標準の特例明細書
No	項目名
1	第四十四号様式別表三
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	[処理事項]整理番号
14	[処理事項]事務所
15	[処理事項]管理(旧法人(個人))番号
16	[処理事項]申告区分
17	個人番号又は法人番号
18	氏名又は名称
19	[算定期間]開始年月日
20	[算定期間]終了年月日
21	[課税標準の特例明細書]
22	[処理事項]
23	[事業所等]事業所等の名称
24	[事業所等]事業所等の所在地
25	[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項
26	[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号
27	[1][資産割]課税標準の特例適用対象床面積 (ア)
28	[1][資産割][控除割合]分子 (イ)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式112	第四十四号様式別表三 課税標準の特例明細書
No	項目名
29	[1][資産割][控除割合]分母 (イ)
30	[1][資産割]控除事業所床面積((ア)×(イ)) (ウ)
31	[1][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額 (エ)
32	[1][従業者割][控除割合]分子 (オ)
33	[1][従業者割][控除割合]分母 (オ)
34	[1][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ)) (カ)
35	[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項
36	[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号
37	[2][資産割]課税標準の特例適用対象床面積 (ア)
38	[2][資産割][控除割合]分子 (イ)
39	[2][資産割][控除割合]分母 (イ)
40	[2][資産割]控除事業所床面積((ア)×(イ)) (ウ)
41	[2][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額 (エ)
42	[2][従業者割][控除割合]分子 (オ)
43	[2][従業者割][控除割合]分母 (オ)
44	[2][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ)) (カ)
45	[課税標準の特例の内訳]予備
46	[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]課税標準の特例適用対象床面積 (ア)
47	[課税標準の特例の内訳][予備][資産割][控除割合]分子 (イ)
48	[課税標準の特例の内訳][予備][資産割][控除割合]分母 (イ)
49	[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]控除事業所床面積((ア)×(イ)) (ウ)
50	[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額 (エ)
51	[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割][控除割合]分子 (オ)
52	[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割][控除割合]分母 (オ)
53	[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ)) (カ)
54	[課税標準の特例の内訳][雇用改善助成対象者][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額 (エ)
55	[課税標準の特例の内訳][雇用改善助成対象者][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ)) (カ)
56	[合計][資産割]課税標準の特例適用対象床面積 (ア)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式112	第四十四号様式別表三 課税標準の特例明細書
No	項目名
57	[合計][資産割]控除事業所床面積((ア)×(イ)) (ウ)
58	[合計][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額 (エ)
59	[合計][従業者割]控除従業者給与総額((エ)×(オ)) (カ)
60	[控除事業所床面積の合計]控除事業所床面積((ア)×(イ)) (ウ)
61	[控除事業者給与総額の合計]控除従業者給与総額((エ)×(オ)) (カ)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式113	第四十四号様式別表四 共用部分の計算書
No	項目名
1	第四十四号様式別表四
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	[処理事項]整理番号
14	[処理事項]事務所
15	[処理事項]管理(旧法人(個人))番号
16	[処理事項]申告区分
17	個人番号又は法人番号
18	氏名又は名称
19	[算定期間]開始年月日
20	[算定期間]終了年月日
21	[共用部分の計算書]
22	[処理事項]
23	[事業所等]事業所等の名称
24	[事業所等]事業所等の所在地
25	専用部分の延べ面積 (1)
26	(1)のうち当該事業所部分の延べ面積 (2)
27	非課税に係る共用床面積 (3)
28	(3)以外の共用床面積 (4)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式113	第四十四号様式別表四 共用部分の計算書
No	項目名
29	共用床面積の合計((3)+(4)) (5)
30	事業所床面積となる共用床面積((4)×(2)÷(1)) (6)
31	[(3)の内訳] (7)
32	[(3)の内訳]消防設備等に係る共用床面積 (ア)
33	[(3)の内訳][防災に関する設備等]全部が非課税となる共用床面積 (イ)
34	[(3)の内訳][防災に関する設備等]2分の1が非課税となる共用床面積 (ウ)
35	[(3)の内訳](ア)～(ウ)以外の非課税に係る共用床面積 (エ)
36	[(3)の内訳]合計((ア)～(エ)) (オ)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式114	事業所用家屋貸付等申告書(申告者情報)
No	項目名
1	事業所用家屋貸付等申告書(申告者情報)
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	あて先
14	提出年月日
15	[申告者]個人番号又は法人番号
16	[申告者]住所又は所在地
17	[申告者][住所又は所在地]郵便番号
18	[申告者][氏名又は名称]フリガナ
19	[申告者]氏名又は名称
20	[申告者]法人代表者氏名
21	[申告者][この申告の応答者]所属
22	[申告者][この申告の応答者]氏名
23	[申告者][この申告の応答者]電話番号

様式ID・様式番号・様式名称	
様式115	事業所用家屋貸付等申告書(事業所家屋明細書)
No	項目名
1	事業所用家屋貸付等申告書(事業所家屋明細書)
2	様式バージョン
3	ページ番号
4	生成ソフト名
5	生成ソフトバージョン
6	生成日
7	生成者名
8	更新ソフト名
9	更新ソフトバージョン
10	更新日
11	更新者名
12	他有
13	事業所用家屋情報
14	[家屋所有者]個人番号又は法人番号
15	[家屋所有者][住所又は所在地]住所又は所在地
16	[家屋所有者][住所又は所在地]郵便番号
17	[家屋所有者][氏名又は名称]フリガナ
18	[家屋所有者]氏名又は名称
19	[家屋所有者]電話番号
20	[事業所用家屋]所在地
21	[事業所用家屋][所在地]郵便番号
22	[事業所用家屋]名称(ビル名)
23	[事業所用家屋]構造(地上階数)
24	[事業所用家屋]構造(地下階数)
25	[事業所用家屋]ビル番号
26	[事業所用家屋]家屋の延べ床面積((4)+(7))
27	[事業所用家屋][専用部分の床面積]事業所用
28	[事業所用家屋][専用部分の床面積]居住用

様式ID・様式番号・様式名称	
様式115	事業所用家屋貸付等申告書(事業所家屋明細書)
No	項目名
29	[事業所用家屋][専用部分の床面積][事業所用](うち屋内駐車場用)
30	[事業所用家屋][専用部分の床面積]計((1)+(3))
31	[事業所用家屋][共用部分の床面積]非課税
32	[事業所用家屋][共用部分の床面積]非課税以外
33	[事業所用家屋][共用部分の床面積]計((5)+(6))
34	予備
35	[事業所用家屋][屋内駐車場の明細]収容台数
36	[事業所用家屋][屋内駐車場の明細]1台あたりの床面積((2)/(8))
37	[事業所用家屋][消防設備等に係る床面積]消防設備等に係る床面積
38	[事業所用家屋][消防設備等に係る床面積]防災に関する設備等(全部非課税)
39	[事業所用家屋][消防設備等に係る床面積]防災に関する設備等(1/2非課税)
40	[事業所用家屋][消防設備等に係る床面積]その他の非課税対象
41	[事業所用家屋][消防設備等に係る床面積]計((10)+(11)+(12)+(13))
42	[事業所用家屋]摘要
43	[事業所用家屋][建築年月日等]取得等の事由
44	[事業所用家屋][建築年月日等]年月日
45	[事業所用家屋]所有形態
46	[事業所用家屋]他の区分所有者数
47	[事業所用家屋]特定防火対象物の用途番号
48	[事業所用家屋][申告者の明細][事業所床面積]専用
49	[事業所用家屋][申告者の明細][事業所床面積]共用
50	[事業所用家屋][申告者の明細][事業所床面積]合計
51	[事業所用家屋][申告者の明細][取得又は転貸等年月日]事由
52	[事業所用家屋][申告者の明細][取得又は転貸等年月日]年月日
53	[事業所用家屋][転貸等の場合、貴社(殿)に貸している方の氏名等]住所又は所在地
54	[事業所用家屋][転貸等の場合、貴社(殿)に貸している方の氏名等][住所又は所在地]郵便番号
55	[事業所用家屋][転貸等の場合、貴社(殿)に貸している方の氏名等][氏名又は名称]フリガナ
56	[事業所用家屋][転貸等の場合、貴社(殿)に貸している方の氏名等][氏名又は名称]漢字

様式ID・様式番号・様式名称	
様式115	事業所用家屋貸付等申告書(事業所家屋明細書)
No	項目名
57	[事業所用家屋][転貸等の場合、貴社(殿)に貸している方の氏名等][氏名又は名称]電話番号
58	賃借人情報(画面表示用ワークエリア)
59	賃借人情報
60	[氏名又は名称]フリガナ
61	氏名又は名称
62	住所又は本店等の所在地
63	屋号
64	電話番号
65	使用階・部屋番号等
66	屋内駐車場の使用台数
67	事務所等専用床面積
68	[事務所等専用床面積](うち屋内駐車場)
69	共用床面積
70	事業所床面積
71	異動年月日
72	異動事由
73	摘要
74	削除フラグ
75	変更入力フラグ
76	CSVデータ
77	賃借人情報

様式ID・様式番号・様式名称	
様式116	第三号様式 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
No	項目名
1	処分通知等発行番号
2	納税者ID
3	発行日時
4	審査送信日時
5	通知種別
6	発行種別
7	地方公共団体コード
8	税務事務所コード
9	所属コード
10	発行年月
11	発行元
12	表示期限
13	税務担当者ID
14	利用者ID
15	納税者名
16	重要度フラグ
17	添付フラグ
18	添付ファイル名
19	メールアドレス
20	個人別明細件数
21	開封状況区分
22	開封状況更新日時
23	到達状況区分
24	到達状況更新日時
25	非表示フラグ(納税)
26	非表示更新日時(納税)
27	非表示フラグ(審査)

様式ID・様式番号・様式名称	
様式116	第三号様式 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
No	項目名
28	非表示更新日時(審査)
29	配信区分(初回)
30	配信区分(開封状況)
31	配信区分(到達状況)
32	配信区分(非表示納税)
33	配信区分(非表示審査)
34	審査受信日時(初回)
35	審査受信日時(開封状況)
36	審査受信日時(到達状況)
37	審査受信日時(非表示納税)
38	審査受信日時(非表示審査)
39	エラーコード
40	削除日時
41	第三号様式
42	様式バージョン
43	ページ番号
44	生成ソフト名
45	生成ソフトバージョン
46	生成日
47	生成者名
48	更新ソフト名
49	更新ソフトバージョン
50	更新日
51	更新者名
52	他有
53	特別徴収年度
54	特別徴収年度(和暦)
55	[特別徴収義務者]郵便番号

様式ID・様式番号・様式名称	
様式116	第三号様式 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
No	項目名
56	[特別徴収義務者]住所
57	[特別徴収義務者]氏名
58	特別徴収税額
59	課税人員
60	非課税人員
61	[月割額][6月分]人数
62	[月割額][6月分]納付額
63	[月割額][7月分]人数
64	[月割額][7月分]納付額
65	[月割額][8月分]人数
66	[月割額][8月分]納付額
67	[月割額][9月分]人数
68	[月割額][9月分]納付額
69	[月割額][10月分]人数
70	[月割額][10月分]納付額
71	[月割額][11月分]人数
72	[月割額][11月分]納付額
73	[月割額][12月分]人数
74	[月割額][12月分]納付額
75	[月割額][1月分]人数
76	[月割額][1月分]納付額
77	[月割額][2月分]人数
78	[月割額][2月分]納付額
79	[月割額][3月分]人数
80	[月割額][3月分]納付額
81	[月割額][4月分]人数
82	[月割額][4月分]納付額

様式ID・様式番号・様式名称	
様式116	第三号様式 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
No	項目名
83	[月割額][5月分]人数
84	[月割額][5月分]納付額
85	備考
86	決定(変更)通知文
87	課税市町村名
88	発行年月日
89	発行年月日(和暦)
90	[長名]課税市町村名
91	[長名]課税市町村長名
92	特別徴収義務者名
93	個人別明細書ワークエリア
94	個人別明細
95	指定番号
96	宛名番号
97	受給者番号
98	[納税義務者住所]漢字住所
99	[納税義務者氏名]漢字氏名
100	[納税義務者氏名]カナ氏名
101	特別徴収税額(年税額)
102	[月割額]6月分
103	[月割額]7月分
104	[月割額]8月分
105	[月割額]9月分
106	[月割額]10月分
107	[月割額]11月分
108	[月割額]12月分
109	[月割額]1月分

様式ID・様式番号・様式名称	
様式116	第三号様式 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
No	項目名
110	[月割額]2月分
111	[月割額]3月分
112	[月割額]4月分
113	[月割額]5月分
114	変更月
115	摘要
116	市町村コード
117	CSVデータ
118	個人別明細データ

様式117	地方団体からの提供を受ける特定個人情報ファイル
No	項目名
1	納税者ID
2	個人番号
3	特定個人情報ファイル区分

様式ID・様式番号・様式名称	
様式201	公的年金等支払報告書用レイアウト(CSV形式)
No	項目名
1	法定資料の種類
2	整理番号1
3	本支店等区分番号
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地
5	提出義務者の氏名又は名称
6	提出義務者の電話番号
7	整理番号2
8	提出者の住所(居所)又は所在地
9	提出者の氏名又は名称
10	訂正表示
11	年分
12	支払を受ける者－住所又は居所
13	支払を受ける者－国外住所表示
14	支払を受ける者－氏名
15	支払を受ける者－生年月日－元号
16	支払を受ける者－生年月日－年
17	支払を受ける者－生年月日－月
18	支払を受ける者－生年月日－日
19	所得税法第203条の3第1号適用分－支払金額
20	所得税法第203条の3第1号適用分－未払金額
21	所得税法第203条の3第1号適用分－源泉徴収税額
22	所得税法第203条の3第1号適用分－未徴収税額

様式ID・様式番号・様式名称	
様式201	公的年金等支払報告書用レイアウト(CSV形式)
No	項目名
23	所得税法第203条の3第2号適用分－支払金額
24	所得税法第203条の3第2号適用分－未払金額
25	所得税法第203条の3第2号適用分－源泉徴収税額
26	所得税法第203条の3第2号適用分－未徴収税額
27	所得税法第203条の3第3号適用分－支払金額
28	所得税法第203条の3第3号適用分－未払金額
29	所得税法第203条の3第3号適用分－源泉徴収税額
30	所得税法第203条の3第3号適用分－未徴収税額
31	所得税法第203条の3第4号適用分－支払金額
32	所得税法第203条の3第4号適用分－未払金額
33	所得税法第203条の3第4号適用分－源泉徴収税額
34	所得税法第203条の3第4号適用分－未徴収税額
35	本人－特別障害者
36	本人－その他の障害者
37	本人－老年者
38	源泉控除対象配偶者の有無等
39	控除対象扶養親族の数－老人
40	控除対象扶養親族の数－その他
41	障害者の数－特別障害者
42	障害者の数－その他
43	社会保険料の金額
44	控除対象扶養親族の数－特定

様式ID・様式番号・様式名称	
様式201	公的年金等支払報告書用レイアウト(CSV形式)
No	項目名
45	摘要
46	障害者の数－特別障害者のうち同居
47	本人－特別寡婦
48	本人－寡婦・寡夫
49	16歳未満の扶養親族の数
50	非居住者である親族の数
51	提出義務者の法人番号
52	支払を受ける者のフリガナ
53	支払を受ける者の個人番号
54	源泉控除対象配偶者－フリガナ
55	源泉控除対象配偶者－氏名
56	源泉控除対象配偶者－区分
57	源泉控除対象配偶者－個人番号
58	源泉控除対象配偶者－配偶者の合計所得
59	源泉控除対象配偶者－38万円以下
60	控除対象扶養親族(1)－フリガナ
61	控除対象扶養親族(1)－氏名
62	控除対象扶養親族(1)－区分
63	控除対象扶養親族(1)－個人番号
64	控除対象扶養親族(2)－フリガナ
65	控除対象扶養親族(2)－氏名
66	控除対象扶養親族(2)－区分

様式ID・様式番号・様式名称	
様式201	公的年金等支払報告書用レイアウト(CSV形式)
No	項目名
67	控除対象扶養親族(2)－個人番号
68	16歳未満の扶養親族(1)－フリガナ
69	16歳未満の扶養親族(1)－氏名
70	16歳未満の扶養親族(1)－区分
71	16歳未満の扶養親族(1)－個人番号
72	16歳未満の扶養親族(2)－フリガナ
73	16歳未満の扶養親族(2)－氏名
74	16歳未満の扶養親族(2)－区分
75	16歳未満の扶養親族(2)－個人番号
76	受給者番号
77	(地方公共団体コード)提出先市町村コード
78	指定番号

様式ID・様式番号・様式名称	
様式202	年金特徴用レイアウト(固定長)
No	項目名
1	レコード区分
2	(地方公共団体コード)市町村-府県コード
3	(地方公共団体コード)市町村-市町村コード
4	特別徴収義務者コード
5	通知内容コード
6	予備
7	特別徴収制度コード
8	作成年月日-西暦年
9	作成年月日-月
10	作成年月日-日
11	年金保険者用整理番号1
12	年金コード
13	予備
14	生年月日-西暦年
15	生年月日-月
16	生年月日-日
17	性別
18	氏名-カナ
19	氏名-シフトコード
20	氏名-漢字
21	氏名-シフトコード
22	住所-郵便番号
23	住所-カナ
24	住所-シフトコード

様式ID・様式番号・様式名称

様式202	年金特徴用レイアウト(固定長)
No	項目名
25	住所-漢字
26	住所-シフトコード
27	各種区分
28	処理結果
29	予備
30	各種年月日-西暦年
31	各種年月日-月
32	各種年月日-日
33	各種金額欄(金額1)
34	各種金額欄(金額2)
35	各種金額欄(金額3)
36	各種金額欄(金額4)
37	各種金額欄(金額5)
38	各種金額欄(金額6)
39	各種金額欄(金額7)
40	各種金額欄(金額8)
41	停止年月-西暦年
42	停止年月-月
43	予備
44	年金保険者用整理番号2
45	個人番号

項番	改訂年月日	改訂内容	担当者
1	2016/11/16	初版作成	
2	2018/9/14	追加:様式117	
3	2019/3/7	変更:様式102,103,104,116,201	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			